

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案要綱

第一 中小企業信用保険法（以下「保険法」という。）の一部改正

一 無担保保険

無担保保険の付保対象となる中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証については、当該中小企業者に担保（当該中小企業者が貸借対照表、損益計算書その他の書類を金融機関に提出することその他の経済産業省令で定める要件を備えている者（法人に限る。）以外の者である場合にあつては、保証人の保証を除く。）を提供させないものとする。こと。
（第三条の二第一項関係）

二 流動資産担保保険

流動資産担保保険の付保対象となる中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証については、当該中小企業者にその流動資産（取引の相手方である事業者に対する売掛金債権その他の経済産業省令で定める債権及び棚卸資産に限る。）のみを担保として提供させるものとする。こと。
（第三条の四第一項関係）

三 公害防止保険等

公害防止保険等の付保対象となる中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証については、当該中小企業者が一の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合にあつては、その保証について保証人の保証を提供させないものに限るものとする。

（第三条の五第一項、第三条の六第一項、第三条の七第一項及び第三条の八第一項関係）

四 事業再生保険

事業再生保険の付保対象となる再生中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証については、当該再生中小企業者が一の経済産業省令で定める要件を備えている法人である場合にあつては、その保証について保証人の保証を提供させないものに限るものとする。

（第三条の九第一項関係）

五 危機関連保証

危機関連保証とは、保険法第二条第六項の経済産業大臣が認める日から一年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が一年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）における申請に基づく同項の認定に基づき行われた特例中小企業者の経営の安定に必要な資金に係る保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいう

ものとすること。

(第十五条関係)

六 適用除外

1 特例中小企業者（保険法第二条第六項の規定により経済産業大臣が認める場合における同項の事象と同一の事象に対応するため株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項の規定による認定が行われたと経済産業大臣が認める場合において、保険法第二条第六項の認定を受けたものに限る。）に対して株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）が行う貸付けに係る債務の保証については、保険法第十五条の規定は、適用しないものとする。 （第十九条第一項関係）

2 株式会社商工組合中央金庫法第二十二条の三に規定する危機対応業務として行う貸付けに係る債務の保証については、保険法の規定は、適用しないものとする。 （第十九条第二項関係）

第二 株式会社商工組合中央金庫法（以下「金庫法」という。）の一部改正

一 株式

商工組合中央金庫は、その発行する株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならないものとする規定を削除すること。 （第四条関係）

二 議決権のある株式の株主の資格

商工組合中央金庫の議決権のある株式の株主の資格を有する者から政府を除くこと。

(改正前第六条第一項第一号関係)

三 議決権のみなし保有者

金庫法第八条から第十条まで及び第十三条第二項の規定において、議決権の保有者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする事。

(第十四条関係)

四 代表取締役等の選定等の決議

商工組合中央金庫の代表取締役等の選定等の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする規定を削除すること。

(第十八条関係)

五 監査役等の適格性

商工組合中央金庫の監査役等は、商工組合中央金庫の取締役等の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければな

らないものとする。

(第十九条第一項関係)

六 業務の範囲

1 商工組合中央金庫は、政令で定めるところにより、金庫法第二十一条第一項第二号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、政令で定める事由により融資対象団体等でなくなった者に対して資金の貸付け又は手形の割引を営むことができるものとする。 (第二十一条第三項第十号関係)

2 商工組合中央金庫は、金庫法第二十一条第一項から第三項までの規定により営む業務に付随する次に掲げる業務を営むことができるものとする。

(1) 機械類その他の物件を使用させる契約であつて次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務

① 契約の対象とする物件（以下「リース物件」という。）を使用させる期間（以下「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

② 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において

譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

③ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

(2) (1)に掲げる業務の代理又は媒介

(3) 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他商工組合中央金庫の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、商工組合中央金庫の営む金庫法第二十一条第一項各号に掲げる業務の高度化又は商工組合中央金庫の利用者の利便の向上に資するもの

(4) 商工組合中央金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の商工組合中央金庫の営む金庫法第二十一条第一項各号に掲げる業務に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として主務省令で定める

もの

(第二十一条第四項第二十二号(第二十五号関係))

七 金融機関との連携

商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、その業務を行うに当たっては、融資対象団体等の事業の再生その他の事業活動の活性化が図られるよう、銀行その他の金融機関と連携するよう努めるものとする。

(第二十二条の二関係)

八 危機対応業務の実施の責務

商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する特定資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、同条第五号に規定する危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)を行う責務を有するものとする。

(第二十二条の三関係)

九 危機対応業務に関する事業計画の認可

1 商工組合中央金庫は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、危機対応業務に関する事業計画(以下「事業計画」という。)を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

(第二十二条の四第一項関係)

2 事業計画には、主務省令で定める危機対応業務の実施方針に関する事項を記載しなければならないものとする。こと。
(第二十二條の四第二項關係)

十 指定紛争解決機関との契約締結義務等

商工組合中央金庫は、指定紛争解決機関(二十二の1の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。)が存在する場合には、一の指定紛争解決機関との間で金庫法第六十條の三十五第一項第八号に規定する手続実施基本契約を締結する措置を、指定紛争解決機関が存在しない場合には、商工組合中央金庫業務(商工組合中央金庫が金庫法第二十一條の規定により営む業務及び他の法律により営む業務並びに代理組合等が行う金庫法第二條第三項の代理又は媒介をいう。以下同じ。)に関する苦情処理措置(顧客からの苦情の処理の業務に従事する職員その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として主務省令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして主務省令で定める措置をいう。)及び紛争解決措置(顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二條第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。)により図ること又は

これに準ずるものとして主務省令で定める措置をいう。)を講じなければならないものとする。

(第二十二條の五關係)

十一 同一人に対する信用の供与等

1 信用の供与等とは、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものをいうものとする。

(第二十六條第一項關係)

2 信用の供与等を行う商工組合中央金庫又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等については、金庫法第二十六條第一項及び第二項の規定を適用しないものとする。

(第二十六條第三項關係)

3 いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、商工組合中央金庫又はその子会社等が金庫法第二十六條第一項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行った場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、商工組合中央金庫又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用するものとする。

(第二十六條第五項關係)

十二 臨時休業等

商工組合中央金庫の無人の営業所において臨時にその業務の一部を休止する場合その他の主務省令で定める場合については、金庫法第三十二条第一項の規定による店頭の掲示は、することを要しないものとする。

(第三十二条第三項関係)

十三 商工組合中央金庫の子会社の範囲等

1 商工組合中央金庫は、次に掲げる会社を含め、金庫法第三十九条第一項各号に掲げる会社以外の会社を子会社としてはならないものとする。

(1) 次に掲げる業務を専ら営む会社(①に掲げる業務を営む会社にあつては、商工組合中央金庫、その子会社(金庫法第三十九条第一項第一号に掲げる会社に限る。)その他これらに類する者として主務省令で定めるものの営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。)

① 従属業務

② 金融関連業務(商工組合中央金庫が証券専門会社及び証券仲介専門会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては証券専門関連業務を、商工組合中央金庫が保険会社及び少額短期保険

業者のいずれをも子会社としていない場合にあつては保険専門関連業務を、商工組合中央金庫が信託専門会社を子会社としていない場合（商工組合中央金庫が信託業務を行う場合を除く。）にあつては信託専門関連業務を、それぞれ除く。）

- (2) 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について主務省令で定める要件に該当しない会社（以下「特別事業再生会社」という。）にあつては、商工組合中央金庫の特定子会社以外の子会社又は商工組合中央金庫が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

- (3) 地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（商工組合中央金庫の特定子会社以外の子会社又は商工組合中央金庫が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

- (4) 情報通信技術その他の技術を活用した商工組合中央金庫の営む金庫法第二十一条第一項各号に掲げる業務の高度化若しくは商工組合中央金庫の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活

性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社

(5) 商工組合中央金庫の子会社対象会社のみを子会社とする持株会社で主務省令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）

（第三十九条第一項第六号、第八号、第九号、第十号及び第十一号関係）

2 金庫法第三十九条第一項の規定は、商工組合中央金庫又はその子会社による同項第七号に掲げる会社並びに1の(2)及び(3)に掲げる会社の株式又は持分の取得により商工組合中央金庫の子会社となる場合には、適用しないものとする事。 (第三十九条第三項関係)

3 商工組合中央金庫は、1の(4)又は(5)に掲げる会社を子会社としようとするとき（1の(4)に掲げる会社（主務省令で定める会社を除く。）にあつては、商工組合中央金庫又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）は、合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならないものとする事。 (第三十九条第四項関係)

4 金庫法第三十九条第四項の規定は、1の(4)に掲げる会社（3の主務省令で定める会社を除く。）

が、商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により、商工組合中央金庫又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社となる場合には、適用しないものとする事。 （第三十九条第五項関係）

5 3は、商工組合中央金庫が、現に子会社として1の(4)に掲げる会社（その業務により商工組合中央金庫又は当該1の(4)に掲げる会社の業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがあると認められないことその他の要件を満たす会社として主務省令で定める会社に限る。）を1の(4)に掲げる会社（当該主務省令で定める会社を除く。）に該当する子会社としてしようとするときについて、準用するものとする事。 （第三十九条第六項関係）

6 商工組合中央金庫は、1の(2)又は(3)に掲げる会社を子会社としてしようとするとき（合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除く。）は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならぬものとする事。 （第三十九条第七項関係）

7 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決

権を保有している子会社対象会社（商工組合中央金庫の子会社を除く。）について、当該子会社対象会社（１の(4)に掲げる会社（３の主務省令で定める会社を除く。以下この７において同じ。）を除く。）が１の(4)に掲げる会社となったことその他主務省令で定める事実を知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて主務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに当該１の(4)に掲げる会社が商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬものとする。

（第三十九条第八項関係）

十四 商工組合中央金庫による商工組合中央金庫グループの経営管理

１ 商工組合中央金庫（子会社対象会社を子会社としている場合に限る。）は、商工組合中央金庫グループ（商工組合中央金庫及びその子会社の集団をいう。以下同じ。）の経営管理を行わなければならないものとする。

（第三十九条の二第一項関係）

２ １の「経営管理」とは、次に掲げるものをいうものとする。

(1) 商工組合中央金庫グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として主務省令で定めるも

の策定及びその適正な実施の確保

(2) 商工組合中央金庫グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

(3) 商工組合中央金庫グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして主務省令で定める体制の整備

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、商工組合中央金庫グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして主務省令で定めるもの
(第三十九条の二第二項関係)

十五 商工組合中央金庫による議決権の取得等の制限

1 商工組合中央金庫又はその子会社は、国内の会社（金庫法第三十九条第一項第一号から第五号まで並びに十三の1の(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる会社（十三の1の(2)に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）、子会社対象会社を子会社としている持株会社（商工組合中央金庫が子会社としてしているものに限る。）並びに特例対象会社（地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（十三の1の(3)に掲げる会社に該当しないものであつて、商工組合中央金庫の特定子会社以外の子会社又は商工組合中央金庫が、合算してその基準議決権数を超える議決権

を保有していないものに限る。)並びに金庫法第三十九条第一項第七号並びに十三の1の(2)及び(3)に掲げる会社(商工組合中央金庫の子会社であるものに限る。)と主務省令で定める特殊の関係のある会社をいう。)を除く。)の議決権については、合算して、その基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有してはならないものとする事。 (第四十条第一項及び第八項関係)

2 金庫法第四十条第一項から第六項までの場合において、特別事業再生会社又は十三の1の(3)に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、商工組合中央金庫の子会社に該当しないものとみなすものとする事。 (第四十条第七項関係)

十六 国庫納付金

商工組合中央金庫は、その自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認める場合には、特別準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとする事。 (第四十五条第一項関係)

十七 剰余金の配当の特例

商工組合中央金庫は、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、法人に対する政府の

財政援助の制限に関する法律第一条の規定にかかわらず、政府以外の者の所有する株式一株に対して配当する剰余金の額に一を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式一株に対して配当しなければならないものとする規定を削除すること。
(第五十条関係)

十八 業務報告書等

商工組合中央金庫は、中間業務報告書及び業務報告書に事業計画の実施の状況(第一の六の規定の遵守の状況を含む。)を記載しなければならないものとすること。
(第五十一条第三項関係)

十九 貸借対照表等の公告等

商工組合中央金庫が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない場合については、金庫法第五十二条第一項から第六項までの規定は、適用しないものとすること。
(第五十二条第七項関係)

二十 報告又は資料の提出

主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者から委託(二以上の段

階にわたる委託を含む。)を受けた者に対し、商工組合中央金庫の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができるものとする。 (第五十七条第二項関係)

二十一 会計監査人の解任

主務大臣は、商工組合中央金庫が法令、定款若しくは法令に基づいてする主務大臣の処分違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、商工組合中央金庫に対し、会計監査人の解任を命ずることが出来るものとする。 (第六十条関係)

二十二 指定紛争解決機関

1 主務大臣による紛争解決等業務 (商工組合中央金庫業務に関する苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。以下同じ。)を行う者の指定について所要の規定を設けること。 (第六十条の三十五関係)

2 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務に関する業務規程を定めなければならないものとする。 (第六十条の三十六関係)

罰則について所要の規定を設けること。

(第十章関係)

二十四 金庫法の廃止その他の必要な措置

政府は、その保有する商工組合中央金庫の株式の全部を処分した後における商工組合中央金庫の特別準備金を含む自己資本の充実の状況、商工組合中央金庫の危機対応業務を含む事業の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、金庫法を廃止するための措置を講ずることができると認めるときは、直ちに当該措置を講ずるとともに、商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能の根幹が維持されることとなるよう、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二条関係)

二十五 株式の政府保有

政府は、当分の間、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）に係る制度の運用の状況、危機対応準備金に係る商工組合中央金庫に対する出資の状況、商工組合中央金庫による危機対応業務の実施の状況、商工組合中央金庫の財政基盤、株主

となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工組合中央金庫が危機対応業務を的確に実施するために必要な株式を保有していなければならないものとする規定を削ること。

(改正前附則第二条の三関係)

二十六 総務省設置法の適用除外

中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律第二条の規定(同法附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。)の施行後においては、商工組合中央金庫については、総務省設置法第四条第一項第八号の規定並びに同項第十二号及び第十四号の規定(同項第十二号二に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。)は、適用しないものとする。

(附則第二条の八関係)

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 附則

- 一 この法律の施行期日について所要の規定を設けること。
(附則第一条関係)
- 二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。
(附則第二条(第七条関係))

三 二のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。

(附則第八条関係)

四 政府保有株式の処分

1 政府は、この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「第二号施行日」という。）の前日までの間において、できる限り速やかに、その保有する商工組合中央金庫の株式（以下「政府保有株式」という。）の全部を処分するよう努めるものとする。

(附則第九条第一項関係)

2 政府は、政府保有株式の処分の状況を勘案し、公正な価格及び方法で政府保有株式の処分を行うため必要があると認めるときは、法制上の措置その他の所要の措置を講ずるものとする。

(附則第九条第二項関係)

五 検討

1 政府は、第二号施行日から二年を経過する日までの間の適当な時期において、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工組合中央金庫の事業の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その

結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第十条第一項関係)

2 政府は、第二号施行日後適当な時期において、指定金融機関に係る制度の運用の状況、商工組合中央金庫による危機対応業務の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、当該危機対応業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第十条第二項関係)

六 その他

関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第十一条関係)